

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について

平成 18 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、一定の耐震改修が行われた住宅について、固定資産税が減額されます。

1. 要件

ア	昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅であること。
イ	平成 18 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、費用が 1 戸当たり 50 万円を超える耐震改修工事が行われた住宅であること。 (ただし、平成 25 年 3 月 31 日以前に改修工事に係る契約が締結された場合は、30 万円以上で可。)
ウ	建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書（固定資産税減額証明書又は住宅性能評価書）があること。

2. 減額の内容

床 面 積	減 額 率
1 戸当たりの床面積が 120 平方メートル以下のもの	税額の 2 分の 1 [※]
1 戸当たりの床面積が 120 平方メートルを超えるもの	120 平方メートル分の税額の 2 分の 1 [※]
・住宅兼店舗、住宅兼事務所などの併用住宅については住居部分のみを減額対象とし、店舗や事務所部分については減額対象となりません。 ・長期優良住宅に該当することとなった住宅の減額率については、税額の 3 分の 2 となります。 (ただし、既に減額の適用を受けたことがある場合は除く。) ・バリアフリー改修に伴う減額措置、省エネ改修に伴う減額措置、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置との併用はできません。	

3. 減額期間

工 事 完 了 時 期	減額期間
平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日まで	翌年 1 月 1 日を賦課期日とした年度から 3 年度分
平成 22 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日まで	翌年 1 月 1 日を賦課期日とした年度から 2 年度分
平成 25 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	翌年 1 月 1 日を賦課期日とした年度分

4. 手続き等

耐震改修工事完了日から 3 か月以内に、住宅耐震改修証明書又は増改築等工事証明書若しくは住宅性能評価書（耐震等級に係る評価が等級 1 から 3 のもの）と耐震改修に要した費用を証する書類（領収書等）を添付の上、「住宅の耐震改修に伴う固定資産税減額申告書」を固定資産税課窓口へ提出してください。 長期優良住宅に該当することとなった場合は、併せて「長期優良住宅認定通知書」の写しが必要になります。
【証明書の発行主体】 住宅耐震改修証明書 ・市原市都市部建築指導課 増改築等工事証明書 ・建築士法の規定により登録された建築事務所に属する建築士 ・指定確認検査機関 ・登録住宅性能評価機関

5. 問い合わせ先

財政部 固定資産税課 家屋係 電話 0436-23-9812(内線 2246・2247・2248・2245)